このように、当該区域はガンカモ類やシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の大規模渡来地であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥等の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、風蓮湖鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年七月二十二日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称

風蓮湖特別保護地区

二　区域

北海道根室市及び野付郡別海町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年七月二十四日から平成四十五年七月二十三日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

風蓮湖及びその周辺地域には広大な藻場、大規模なヨシ群落等の湿原、湖岸沿いの干潟、砂嘴上の海岸草原、原生的な森林や二次的な森林等の多様な自然環境が見られる。こうした多様な環境のもと、当該地域には多種多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は五十九科三百三十九種、哺乳類は九科二十六種（海獣を除く。）に上る。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や水鳥類の多様さは、当該区域の自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。

当該区域には広大な水面とその周辺の湿原等が広く含まれていることから、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として日本国内のみならず国際的にも重要な場所となっており、平成十七年にはラムサール条約湿地に登録されている。また、風蓮湖の湖岸や流入河川沿いに形成された湿原や森林においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ等の希少な鳥類の繁殖が複数確認されている。

当該区域のうち、風蓮湖の公有水面及び風蓮湖周辺の湿原は、特に水鳥の渡りの休息場所及び採餌場所として重要であり、渡りの時期には多数のガンカモ類が飛来し、日本国内における重要な渡りの中継地となっている。また、春国岱は砂嘴上に大規模な海岸植生を有し、特に春季から夏季にかけては草原性鳥類が大規模に飛来し、繁殖する重要な環境となっている。

このように、当該区域は鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥等の保護及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○関東地方整備局告示第三百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

東京都中央区京橋三丁目六番七から同区京橋三丁目五番六まで　前　二五・五〇～四四・三〇メートル　後　二四・五〇～三三・〇〇メートル　〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号及び二十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

亀山市関町新所字宿屋六七一番三から同市関町新所字宿屋六七四番一五まで　前　三五・二三～六三・七九メートル　後　一六・三五～六三・七九メートル　〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号及び二十五号　亀山市関町新所字宿屋六七一番三から同市関町新所字宿屋六七七番一まで　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月二十二日

○中部地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号